平成２３年（フ）第６２５６号
大阪市浪速区戎本町１丁目３番35号
債務者　竹内　道子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７３号
大阪市西淀川区佃５丁目５番31―401号
債務者　吉田　隆弘
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５４号
大阪府大東市中楠の里町11番６号
債務者　西尾　隆二
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６４号
大阪市平野区長吉川辺２丁目４番11号　エスポワール林201号
債務者　村田　茂喜
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６５号
大阪市平野区長吉川辺２丁目４番11号　エスポワール林201号
債務者　村田　繁子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４９号
大阪府東大阪市菱屋東３－１―21、住民票上の住所福岡市南区曰佐１丁目25番20号
債務者　安保　　潔
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８６号
大阪市淀川区宮原２丁目11番５号　東三国レジデンス302号、前住所大阪府豊中市豊南町西４丁目20番８号
債務者　吉岡　和男
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０５号
大阪府東大阪市鴻池本町10番43号　岡田コーポ106号
債務者　松尾　政浩
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３４号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目21番地の１　E16―101
債務者　田丸　英資
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５５号
大阪府高槻市川添１丁目９番32号
債務者　恒吉　勝幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９４号
大阪市浪速区戎本町１丁目９番31―602号
債務者　川上　和雄
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１６号
大阪府八尾市八尾木１丁目89番地
債務者　森宗　浩史
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２０号
大阪府東大阪市高井田本通１丁目１番12号　ケア・ブリッジ布施214号
債務者　双葉　和子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２１号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番２号　アネックス木の国305号
債務者　中野　裕司
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目７番３―105号
債務者　村宮　保正
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目７番３―105号
債務者　村宮　幸子（旧姓下薗）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３３号
大阪市北区本庄東３丁目６番６―206号
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部